

平成27年1月27日

要 請 書

【福島第一原子力発電所事故
に伴う営業損害賠償について】

福島県町村議会議長会

会 長 目 黒 静 雄

【復興庁】

福島第一原子力発電所事故に伴う 営業損害賠償について

東京電力福島第一原子力発電所事故から間もなく5年目に入りますが、現在も12万人を超える県民が避難生活を強いられており、加えて本県復興の前提となる福島第一原子力発電所の廃炉作業も汚染水問題や困難が予想される1号機～3号機からの核燃料取り出しといった多くの難問を抱えているなど、決して予断を許す状況にはなく、本県が真の復興を果たすには、永く険しい道程が続くものと思われる。

このように本県の復興は道半ばにも至っていない状況にあるにもかかわらず、経済産業省資源エネルギー庁及び東京電力（株）が原発事故に伴う商工業者の営業損害に対する賠償を事故から5年目となる平成28年2月分までをもって打ち切る素案を示したが、今回の素案はこれまで我々が強く求めてきた「被害者一人ひとりの実情に応じた賠償の実施」と相反するものであり、極めて遺憾である。

特に、避難指示区域内については、営業再開か転業・廃業に絞って賠償することを検討されていることは、避難指示の解除も不

【復興庁】

透明な地域の商工業者に対し性急な判断を迫るものであると言わざるを得ない。

本県が真の復興を果たすためには、産業の復興による安定的な雇用の創出は不可欠である。

しかしながら、今回の素案は、風評を含めた本県への逆風が未だに続く中、再建に向け懸命な努力を続けている県内商工業者に与える影響は計り知れず、また、本県の復興・再生にも大きな影響を及ぼすことを大変危惧する。

については、商工業者が受けている被害の実情に応じた賠償を行わせるよう強く要請する。

【東電用】

平成27年1月27日

要 請 書

〔 福島第一原子力発電所事故
に伴う営業損害賠償について 〕

福島県町村議会議長会

会 長 目 黒 静 雄

【東電用】

福島第一原子力発電所事故に伴う 営業損害賠償について

本県に未曾有の被害を及ぼした東京電力福島第一原子力発電所事故から間もなく5年目に入る。

この間、我々は本県の復興・再生に邁進してきたが、本県復興の前提となる福島第一原子力発電所の廃炉作業は、汚染水問題や困難を極める核燃料取り出し作業など、解決すべき課題を抱えているなど、決して楽観できる状況にはない。

特に、不透明な廃炉作業も相俟って、未だ本県に対する風評は根強いが、県内の多くの商工観光業者はこのような逆風にも負けず、再建に向け懸命な努力を続けているが、事故以前の水準までに回復するにはさらなる時間を要するものと思われる。

そのような中、貴社と経済産業省資源エネルギー庁が、商工観光業者の営業損害に対する賠償を平成28年2月分までをもって一律に打ち切る素案を示したことは、これまで我々が強く求めてきた「被害者一人ひとりの実情に応じた賠償の実施」と相反するもので遺憾の極みである。

さらに、避難指示区域内の商工業者に対し、営業の再開か転業・廃業の決断を平成27年3月以降の賠償条件として検討している

【東電用】

ことは、避難指示の解除も不透明な地域の商工業者に対し、あまりにも性急な判断を迫っていると言わざるを得ない。

産業の復興による安定的な雇用の創出は、本県が復興再生を果たすうえで極めて重要であり、今回示された素案は、再建に向け懸命な努力を続ける県内商工業者への影響は計り知れず、ひいては、本県産業の復興にも大きな影響を及ぼすものである。

については、商工観光業者の営業損害に対する賠償にあたっては、一方的かつ一律に賠償を打ち切るのではなく、商工観光業者が受けている被害の実情に応じた賠償を行うよう強く要請する。